

新型コロナウイルスワクチンの追加接種〈3回目接種〉の概要（変更）

令和3年12月24日
健康福祉部

1 接種対象

2回目接種を終えたすべての方※¹で、8か月以上経過した方※²

※1 まずは18歳以上の方が対象（ファイザー製ワクチンの追加接種に係る薬事承認が18歳以上）

※2 **【12/17政府方針変更】**以下の者（医療従事者等、重症化リスクが高い入所者が多い高齢者施設等が優先）
に対して、8か月以上の経過を待たず追加接種を実施することができる。

- ① 医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者 … 最短6か月経過
- ② 通所サービス事業所の利用者及び従事者 … 〃
- ③ 病院及び有床診療所の入院患者 … 〃
- ④ 上記以外の65歳以上の方 … 最短7か月経過（令和4年2月以降）

2 接種回数

1回の追加接種（3回目接種）

3 実施主体

市町村

- ・原則として、住所地で接種
- ・なお、医療従事者等は勤務先での接種（自院接種）も可
- ・企業や大学等による「職域接種」も令和4年3月開始

4 接種開始

医療従事者等：令和3年12月～、65歳以上の方等：令和4年1月～

5 ワクチン

1、2回目に用いられたワクチンの種類にかかわらず、
ファイザー製又はモデルナ製ワクチン（mRNAワクチン）を使用

〈注〉小児（5歳以上11歳以下）への2回接種については、政府において科学的知見を踏まえ継続検討（早ければ令和4年2月開始予定）